

第24回教育委員会会議

1 日時 平成30年11月13日 火曜日 午後3時30分～午後5時45分

2 場所 大阪市保育・幼児教育センター

3 出席者

山本 晋次 教育長

林 園美 教育長職務代理者

森末 尚孝 委員

巽 樹理 委員

平井 正朗 委員

内藤 和彦 教育次長

林田 潔 都島区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

多田 勝哉 総務部長

水口 裕輝 指導部長

飯田 明子 学校力支援担当部長

渡瀬 剛行 首席指導主事

三木 信夫 生涯学習部長

松村 智志 生涯学習担当課長

山崎 真由美 総務課長代理

川阪 明 学事担当部長

大川 博史 学校適正配置担当課長

山口 照美 生野区長

深見賢一郎 生野区副区長

井平 伸二 生野区地域活性化担当課長

富山富士子 首席指導主事

井上 省三 教務部長
玉置 信行 教職員制度担当課長
松浦 令 教職員給与・厚生担当課長
田中 大輔 教職員給与・厚生担当課長代理
松田 淳至 教職員人事担当課長
窪田 信也 教職員服務・監察担当課長
川本 祥生 政策推進担当部長兼教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

報告第18号	問題行動調査等の結果について
報告第19号	大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画について
議案第108号	社会教育委員会議への諮問について
報告第20号	平成31年度予算要求状況について
協議題第28号	学校の適正配置について
協議第29号	全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について（その3）
議案第109号	職員の人事について

なお、報告第20号、協議題第28号から第29号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第109号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第18号「問題行動等調査の結果について」を上程。

飯田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

10月25日に文部科学省より平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸

課題に関する調査の結果が公表されたことに伴い、本市の結果及びこの間の取り組みについて報告する。

暴力行為発生件数について、平成29年度において小学校では全国の約4分の1となっており、中学校においても全国を下回っている。平成27年度において小学校が全国の約2倍、中学校は約3倍であったところから大きく減少しており、実際に各学校においても比較的落ちついた状況で授業に取り組むことができる学校が多くなっている状況である。

暴力行為の減少に向けた本市の取り組みとしては、平成24年度に発生した桜宮高校の事案を受け、教育現場から体罰・暴力行為を一掃するため、平成25年度に体罰・暴力行為の防止の指針、児童・生徒の問題行動への対応の指針を示すとともに、部活動指針やケーススタディーによる校内研修の手引を作成した。平成26年度には警察官経験者や教育関係経験者からなる生活指導支援員80名を生活指導上の課題のある学校に配置した。平成27年度には、本市の生活指導上の拠点となる生活指導サポートセンターを西成区弘治小学校跡地に設置し、スタッフが学校訪問等により生徒指導に関する助言を行うとともに、暴力行為を繰り返すなど課題のある児童・生徒の立ち直りを支援するための個別指導教室をサポートセンター内に設置した。

さらに、児童・生徒にあらかじめしてはいけないことを明確に示すことで、それを理解し、自らを律することを目的とした学校安心ルールを平成27年度に案として各学校に示し、その後、保護者や地域にも理解を得ながら活用が可能な学校で学校安心ルールを活用し、その成果や課題をまとめてきた。

平成29年2月には西村顧問を座長とする学校安心ルール運営委員会を立ち上げ、学校安心ルールを活用できた学校の成果や課題を踏まえ、さまざまな角度から検討を繰り返し、平成29年5月に学校安心ルールスタンダードモデルの策定を行い、各学校に周知した。

その後、各学校においてスタンダードモデルをもとに、学校版の学校安心ルールを作成し、準備が整った学校から順次試行実施し、今年度から各校版の学校安心ルールとして本格実施を行っている。

平成27年度に学校安心ルール案を示してから今年度の本格実施までの間、各学校においては、ルールの見直しや議論が行われたことで、教員のルールについての意識が高まるとともに、児童・生徒のルールを守ることへの意識が高まり、学校が一定の落ちつきを取り戻し、暴力行為の減少につながったものと考えている。

次にいじめの認知件数について、現在、国では、いじめについては軽微なものも見逃さ

ないよう積極的な認知を求めており、本市においても、いじめの認知件数は年々増加傾向にある。小学校では全国の約3倍、中学校においても全国と同程度の認知率となっており、積極的な認知が進んでいると言える。平成23年に発生した大津市のいじめ自殺事案をきっかけに、平成25年度には国のいじめ防止対策推進法が施行され、平成27年度に大阪市いじめ対策基本方針を策定した。それをもとに、いじめの外部通報窓口である、いじめSOSの設置など、本市のいじめ対策を総合的に推進してきた。特に各学校がいじめについての理解を深めるため、いじめの定義について校長会や研修会等の場を通じ、その理解を進めてきた。

また、吉村市長が提案された、いじめ防止ポスターの各学校での掲示、子ども市会での提案を受け、5月のゴールデンウィーク明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」と設定し、いじめが起こらないような学校の雰囲気づくりの取り組みも進めてきた。さらに、学校安心ルールの第一段階に分類される行為の中にも、いじめとして認識すべき事項が明記されており、このルールを各学校や児童・生徒が意識することで、いじめについての理解にも効果が出ているものと考えている。

今年度からは、いじめ問題にかかわる各部署が情報を共有し、学校では解決が困難となるおそれのある事案に早期に対応することを目指す、いじめ対策チームを設置しているほか、LINEを活用してのいじめ相談を、全市立小中高等学校の児童生徒を対象に試行実施している。学校生活での悩みや不安等が起こりやすい8月22日から9月4日に実施したところ、815人の友達登録があり、延べ件数で409件、月人数にして239人の相談に応答した。

今後、冬休み明け前後にも試行実施するとともに、来年度からの本格実施に向けて、単発的な相談だけでなく、継続的な相談が可能となるような体制について検討する。

最後に不登校児童・生徒数であるが、年々増加傾向となっている。全国的にも増加傾向にはあるが、全国と比較しても大阪市は小学校で約1.3倍、中学校で約1.6倍となっており、喫緊の課題と認識している。不登校児童・生徒への対応としては、従前よりスクールソーシャルワーカーを派遣して助言を行ったり、生活指導支援員が不登校児童・生徒への登校支援を行なうなどの取り組みを進めてきたが、今年度からは生活指導サポートセンターに不登校担当のスタッフを配置し、モデル校として中学校3校を指定した。休みが多くなりかけた児童・生徒への家庭訪問を組織的に行い、丁寧に対応することを徹底し、不登校の未然防止、早期対応について研究を進めている。しかしながら、不登校児童・生徒の不登校の要因は様々で、複雑化、多様化しており、欠席が長期にわたる不登校児童・生徒に

については学校との関係が崩れてしまっているケースもある。学校に来ること、担任と直接会うことが困難なケースがあるので、このようなケースにおいては、学校以外のサポートが必要となってくると認識している。平成29年に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律においても、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童・生徒に対する支援の必要性が示されている。それらも踏まえながら、様々な要因が背景にある不登校児童・生徒への対策について、今後、他都市の事例等も参考に検討する。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 不登校については年々増えているということなのですが、これからICT教育も展開していく中で、最低限、自宅でも学べるような環境も整えていく必要があるのかなというように感じました。いじめの認知件数が増えていることについては肯定的に捉えて良いということですが、教育振興基本計画では95%の解消を目指していると思います。現状の解消率は分かりますか。

【飯田学校力支援担当部長】 いじめの解消率につきましては、小学校では目標値の95%を少し超えている状況です。また、中学校ではやや目標値に満たない数値になっております。これらにつきましては、国から平成29年3月に、新たにいじめが解消している状態として2つの要件が示され、1つは、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月以上継続していることとされておりますので、例えば2カ月、1カ月いじめがないという状態では、解消された状態としてカウントできないことになっております。また、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないということ、この2つが条件となっておりますので、95%という目標を設定したときと少し考え方が変わっているところがあります。

【異委員】 3カ月ということは、極端な話、1月、2月に認知した場合は、3カ月なのでカウントはされないということですか。

【飯田学校力支援担当部長】 はい。

【森末委員】 暴力発生件数はかなり減ったということですね。いじめ認知件数が増えているということは、認知したいじめに対して即対応できる体制にあるということなので、良いことなのかなと思いますが、それにもかかわらず不登校数が増えているということについては、どう分析されていますか。

【飯田学校力支援担当部長】 不登校の要因は非常に様々で複雑な背景があり、一番多

い要因としては家庭の状況によるものがありますが、例えばその中には貧困の問題や児童虐待の問題、養育放棄の問題などの、福祉的な課題が重なるケースもあると思います。また、例えば学業不振による不安傾向があつて来られないという場合や、無気力の傾向があるなど、やはり複雑な社会状況を反映して増加している部分があると考えております。

また、法律で教育機会確保法ができましたので、様々な学習の機会の選択肢があるということが、保護者等にもある程度考え方が広まってきている部分もあるのではないかと考えております。

【森末委員】 そうしますと、後者のほうでは、今までは、とにかく学校に行きなさいと、あるいは学校に引っ張ってくるということが、法律の施行によって、そこまでしなくても、その状況に応じた適切な教育ができるようになって増えているという面があるということですね。

【山本教育長】 いろんな改善が見える中で、不登校が逆に増えている状況にありますが、まずはその中身を把握しなければ議論を深めていけないと思いますので、できるだけ早期に実情を把握させていただいて、また改めてご議論をお願いしたいと思っております。

報告第19号「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

本計画については、先般、教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、急施専決処分を行ったものであり、同条第2項に基づき報告する。

平成25年8月27日の大阪府市統合本部会議において、多様な課程や学科等を備える高等学校教育については広域的な視点で対応する方がより効果的・効率的であるという観点から、大阪府立・大阪市立高校すべてを対象とする再編整備計画が策定された。

同再編整備計画は2014年度から2023年度の10年間にわたる計画として示され、2014年度から2018年度の間を前期計画、2019年度から2023年度の間を後期計画としており、平成25年11月の府・市の教育委員会により、前期計画として2014年度から2018年度の大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画を策定した。

前期計画については、今年度をもって期限を迎えることから、今年の8月に2019年度から2023年度までの後期計画の案を大阪府教育庁並びに大阪市教育委員会で作成したところである。

後期計画の内容については、8月7日の本市教育委員会会議において報告したとおりであ

り、その後、8月30日の大阪府教育委員会議の協議を踏まえ、11月9日の大阪府教育委員会議で議決されたところである。

本来であれば、本市の教育委員会会議でも承認を得るべきところだが、11月9日の大阪府教育委員会議までに本市の高等学校に関する計画について決定する必要があったこと、並びに8月7日の本市教育委員会議での報告以降、本計画の内容に変更がなかったことから、教育長の急施専決処分とした。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 これは府と市でそれほど大きな違いはなく、以前8月7日に報告いただいたものと変わっていないということですね。

【山本教育長】 そのとおりで、本件は府と市の合わさった一つの考え方ではありますが、おのおの議決権が及ぶ範囲について議決をするということで、府、市それぞれの委員会として意見があれば出しておくということになろうかと思えます。今回は急施専決とさせていただきますという報告案件ですので、原案どおりご承認いただくことの確認をさせていただきます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第108号「社会教育委員会議への諮問について」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

10月16日の教育委員会議の協議題において、社会教育委員会議への諮問「地域と学校の協働による生涯学習の推進について」を上程し、生涯学習大阪計画の概要及び本市の生涯学習の現状について報告の上、本市としての課題意識についてご協議いただいた。

その際にいただいた意見である、データに基づいた現状把握の必要性、世代間交流の活性化、リカレント教育、必要な人に必要な学びを届ける視点、本市の生涯学習施設・関連施設の所在状況と課題などについては、事務局から社会教育委員会議に伝えた上で、議論いただきたいと考えている。事務局からも世論調査結果など素材データを提供しながら現状把握を行い、現行計画を踏まえつつ、必要な施策のあり方やその展開方法について社会教育委員会議として検討を進めてまいりたい。

本日は諮問文案についてご確認いただきたい。

1点目は、本市の地域の生涯学習施策、教育コミュニティ事業等の現状把握について。

2点目は、本市の地域の生涯学習施策、教育コミュニティ事業等に係る諸課題の整理について。

3点目は、今後の地域と学校の協働による生涯学習の推進に向けた具体的方策についてである。

本日、議決いただければ12月の社会教育委員会議に諮問し、社会教育委員会議において意見具申の検討に着手して、来年の9月をめどに取りまとめの上、教育委員会会議に報告する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 小学校では低学年の多くの児童が参加している、いきいき活動はこの範囲に入るのですか。

【三木生涯学習部長】 いきいき活動の事業も地域学校協働活動の1つになってこようかと思います。小学校ではほかに、はぐくみネット事業や、特別教室を使った生涯学習ルーム事業などを実施しています。

現在も大阪市では、既に法律で示されたものと同等の事業を小・中学校区で実施していますが、はぐくみネット、いきいき活動、生涯学習ルーム、元気アップ地域本部などの連携が新たな課題となっています。

特にいきいき活動についてはこども青少年局が所管局ですが、そのあたりも含め、地域で学校を支える仕組みについて、社会教育委員会議でご議論いただきたいと思います。

【異委員】 大阪市では働いている女性も他都市に比べて多いと思いますので、地域や住民のニーズを反映した取り組みの1つとして、いきいき活動のさらなる充実についてご検討いただきたいと思います。

【林委員】 ずっと教育委員をやっています、やはり家庭力の部分、親力というか、家庭力をどうやって上げていくかというところが課題としてありますが、学校を通じてとか、教育委員会のほうからということなかなか難しい現状があって、すごくジレンマを抱えながらやっておりました。

生涯学習というところで、その部分を担っていただけるような活動ができると良いとも思っていましたので、そのような観点、親と子どものスキンシップも含めた、地域で子どもを育てていくということが1つの大きな概念だと思います。親育ても含めた家庭力ア

ップのような視点からも少し検討いただけると良いかなと思いましたが、伝えていただきたいと思います。

【三木生涯学習部長】 承知しました。29年度世論調査では40代の子育て世代が生涯学習に参加した割合が一番少ないという結果が出ていることから、特に働きながら子育てというところで生涯学習の取り組みができない方は、むしろ逆に子どもさんを通じて、学校を通じて生涯学習に参加していただく、まさにご意見いただきましたとおり、親も子どもを通じて育っていく、成長していくという生涯学習を考えてまいります。

【森末委員】 現状把握に関してですが、2020年までの3次計画が達成できたのかどうかについても含めて諮問されるということですか。

【三木生涯学習部長】 生涯学習大阪計画に基づく数値目標その他の進捗管理は毎年実施していますので、そのデータを提供し、それをどう評価して次の計画につなげていくということが検討整理になってこようかと考えています。

【森末委員】 例えば第3次計画において、小学校区を基本としてきたこれまでの地域学習圏の考え方を中学校区にまで拡張するとありますが、その検証などはどこかで報告されたのですか。

【三木生涯学習部長】 正式な報告はまだできていませんが、現在、事務局内のワーキングチームにおいて、特に小学校区のはぐくみネットと中学校区の元気アップ地域活動本部の連携について検討しています。大阪市の場合は小学校区を地域の単位としてきたということがありますので、そのあたりは今後検証してまいりたいと思っています。

【森末委員】 計画の達成状況などについてもまたご報告いただいた上で、現状認識と課題と今後の具体的方策について諮問するということですね。よろしくをお願いします。

【平井委員】 生涯学習を学校の中に落とし込むときには、学校のサイズによってどのようにシラバス化できるかという問題があります。地域と学校の連携ということは昔から言われていますが、大阪市ほどエリアや学校に温度差があるところは珍しいところだと思いますので、エリアによって課題に違いがあり、サイズによってこういう違いがあるということも、今回は出してもらおうと良いと思います。

【三木生涯学習部長】 承知しました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第20号「平成31年度予算要求状況について」を上程

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市の予算編成方針は、補填財源に依存せずに、収入の範囲内で予算を組むこと、そして限られた財源の中で一層の選択と集中に取り組むこととされており、市全体として前年度の予算額から2%マイナスシーリングということが示されている。

教育委員会の予算要求については、大阪市教育振興基本計画に掲げられた施策の充実を図るとともに、点検評価の結果で明らかになった課題の改善に努め、大阪市の予算編成方針に沿って、現在、予算の算定作業に取り組んでいるところであり、今後、財政局などと折衝をして進めてまいりたい。

予算要求額については、2,217億8,719万円であり、前年度比で259億1,933万円増である。

主な事業のうち、新規拡充の事業について説明する。まず「子どもが安心して成長できる安全な社会の実現」の関連として、SNSの活用による児童・生徒相談体制の本格実施を新たに計上した。この相談体制については、今年度試行実施しているものであり、一定の成果が見られたことから、来年度、本格実施を目指してまいりたいと考えている。

次に、高等学校中途退学防止対策の推進については、中途退学する生徒を減少させるために、高等学校にスクールソーシャルワーカーやコーディネーターを新たに配置したいと考えている。

続いて「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」関連として、学校力UP支援事業については、この間、全国学力・学習状況調査の厳しい結果の中で、学力の課題校において一定の成果が見られたことから、来年度は事業を大きく拡充して支援を充実するとともに、それに準じる学校への支援である学力向上推進モデル事業についても拡充したいと考えている。

次に、大阪市版チャレンジテストプラス実施事業については、大阪府のチャレンジテストでは中学校1年生の際に5科目のうち、社会と理科が実施科目にないことから、大阪市独自に社会と理科のテストを実施することにより、小学校3年生から的大阪市経年テストから中学3年生まで途切れなく経年的なデータを把握・分析できるように進めたいと考えている。

次に、将棋大会の開催については、将棋を通して礼儀作法や思考力などを身につけるとともに、小中学生と成人の世代間交流に資するために開催をしてまいりたいと考えている。

続いて、施策を実現するための仕組みの推進の関連について、教員の長時間勤務の解消

が喫緊の課題であることから、来年度は学校への人的支援を充実させたいと考えており、具体的には学校現場の負担軽減と校長のマネジメントの確立として、副校長や教頭補助の配置を増員し、部活動指導員活用事業では部活動指導員の増員、スクールサポートスタッフ配置事業では授業以外の業務を補助的に行うスタッフを小中学校に新たに配置したいと考えている。また、大阪市版スクールロイヤーについては、弁護士による法律相談を充実させるとともに、保護者への直接の対応や校長等への研修を弁護士に新たに委嘱をしていきたいと考えている。これらの事業を通して、教員の時間外勤務を減らすとともに、子どもに向き合える時間を増やすように進めたいと考えている。

今後、これらの内容で財務局のヒアリングや市長ヒアリングを経て、当局予算がまとまれば、教育委員会会議にお諮りし、その後、2月に市全体の予算案として市会へ提出、ご審議をいただいた上で、3月の議決を目指したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 公設民営の水都国際については、バカロレアを導入していくにはかなりの額がかかると認識をしていますが、増額しているのですか。

【多田総務部長】 水都国際については、非公務員である大阪Y M C Aの運営により公立にはない形態が可能ですので、バカロレア事業にも対応できるような職員体制のための予算を計上しております。

【平井委員】 わかりました。あと、英語イノベーションとICTに関しては、次期学習指導要領の英語の4技能5領域はICTと連動させなければならないものが多いと思います。今やAIが自動採点してくれる時代。特に現場のほうはスピーキングやリスニングができる方と苦手な方が二極化しているというのが趨勢のようですので、足りない部分を補完するシステムづくりが必要であると思います。今後、限られた時間の中での4技能対応、働き方改革や長時間労働是正もあってくると、マンパワーだけではなくて、ICTを駆使することも十分に精査をしていただければと思います。

【森末委員】 中学校給食事業については、学校給食センターなどの施設整備の費用が必要だと思いますが、あと何年ぐらいの計画ですか。

【多田総務部長】 小中学校で親子方式を基本に進めており、来年の2学期以降は全て実施できるように進めています。

【森末委員】 32年度は基本的には予算はつかないということですか。

【多田総務部長】 はい。工事費について終了しますが、ランニング経費を計上することになります。

【森末委員】 わかりました。もう1点、スクールロイヤーについて、いい制度だと思いますが、何人ぐらいを予定されているのですか。

【多田総務部長】 弁護士の先生方につきましては9名で考えております。市域を8ブロックに分けて、それぞれご担当いただいた上で、お一人、スーパーバイザーという立場で参画をしていただくことを考えています。

【林委員】 教員の長時間労働を軽減して、子どもと向き合うための時間を確保するための予算については分かりましたが、二大目標の1つである学力向上の部分には、やはり本質的に学力を上げていくために必要な人材が要るように感じています。そのための、教育センター等での教材開発から研修も含めての人材や、現場に出向かれて教科書に応じた授業づくりをサポートするような人材の充実は今後、学力向上に対しての鍵になってくるのではないかと感じています。生活指導面に対しては、かなり手厚いサポートがあるとは感じています。学校訪問の際などに現場では学力向上に関するサポートも求めていると聞きますので、その予算の充実についてももう少し考えていただきたいと思います。

【森末委員】 将棋大会について、場所や参加予定者数などを詳しく教えてください。

【多田総務部長】 今考えておりますのは、小学生の低学年、高学年、中学生と、成人の部の4つの部に分けまして、大会の規模としては380人ほどで考えています。実施する際には日本将棋連盟にもお力添えをいただき、級位の認定といったこともできればと考えております。

【森末委員】 400人ほどになると、かなり大きな場所が要りますね。

【多田総務部長】 場所のほうはこれから検討してまいります。

【森末委員】 わかりました。ぜひとも頑張ってください。

【平井委員】 学校力UP支援事業については増額していると思いますが、市長が以前におっしゃっていた通り、結局は学テの先にある生徒一人一人の学びの力が最終目標なのだと思います。一方で教師の長時間労働の問題もありますので、限られた時間の中でその対応を完全に行うことは難しいと思いますが、大阪市が行っている学習塾との連携を図る取り組みなども貢献すると思います。

学テが上がらないという結果だけを見て、それに対してどうするかということをやっていますが、結局学力を上げるというのは基本的に人とお金が伴ってきます。それを形にし

ていく必要がありますので、そこも鑑みて予算額を算出していただきたいと思います。

報告第28号「学校の適正配置について」を上程

川阪学事担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本市における学校適正配置を進めるに当たり、有識者で構成する大阪市学校適正配置審議会の平成22年2月の答申により、適正規模、適正化の必要性、適正化の対象などが示され、適正化対象区分を1から7まで分類分けし、1から6に該当する学校を適正化の対象としている。

また、平成26年3月に策定した「適正化の推進のための指針」では、対象校と取り組みの優先順位、適正配置の手法、基本的な考え方や、基本的な協議の進め方を第1段階、第2段階、第3段階と段階別に例として示している。

現在、第2段階の、統合に向けた合意を得て統合のための協議会等を設置している区が3区あり、再編等に向け進めているところである。

次に、生野区西部地域学校再編整備計画の進捗と課題について説明する。現行のスケジュールに則り地域と話し合いを進めているが、市会においても再編反対の陳情書が提出されるなど、一部地域の合意が得にくい状況がある。そのため、特に小規模化している学校への対応が困難となるような課題が生じているところである。

この状況を回避するために、これからの生野区西部地域学校再編整備計画の進め方としては、1点目に、生野中学校区の対象校4校のうち、学校設置協議会に参加の意向がある2つの小学校の統合を優先し、当初計画どおり、義務教育学校として平成34年度に設置することを目指し、この学校再編整備計画にご理解いただいている保護者の意向にも対応するため、特認校として広く児童・生徒の募集を行うため、必要な教室の整備を行う。

2点目に、田島中学校区の対象校2校のうち、学校設置協議会に参加の意向があるのは1校のみであり、その1校の地域・保護者の意向、学校再編整備計画にご理解いただいている他校の保護者の意向を確認させていただき、さらに教育関係の改革を図るためにも、広く児童・生徒の募集を行うこととし、当初の計画どおり、施設一体型小中一貫校の特認校とし、教育整備に着手するかどうか判断したいと考えている。

3点目に、1点目、2点目のいずれの場合にも、再編に合意を得られていない地域が学校設置協議会への参加の意向を示した場合は妨げないものとし、開校までに話し合いが整えば、一緒に再編を行うものとする。

なお、本日は説明だけにとどめ、次回11月27日の教育委員会会議において、ご意見をいただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 再編をするときに、保護者が不安を感じるものが大きく2つあり、一つは、その学校が持っていた学校の文化・風土が再編によって変わってしまうのではないかと、崩壊するのではないかとということ。もう一つは、やはり教育の質の担保ですね。これは学力到達度などではなく、生徒たちが今まで行ってきた教育のあり方が変わってしまう。レベルが上がった、下がったとかいう問題ではなくて、変わってしまうことに対する不安です。それらの部分についての説明責任が問われるところだと思いますので、次回、議論するためにその2点について教えていただきたいと思います。

合意形成がない学校のあり方というのは一番危険であり、それは下手をすると崩壊につながってしまうかもしれません。大阪の文化・風土がとても根強く、歴史あるところは学校の文化を持っていますから、そこにきちんと説明しなければならない。それから、最終的に実施するときに、教育委員会事務局がどんな動きをするのか、問われる質の担保というのがカリキュラムマネジメントなので、事務局として、どういう指導をしていくのかを十分検討して教えてください。

【森末委員】 生野区の一つ目に説明された例では、対象校4校のうち、賛成している2校を優先して統合し、将来的には残る2つの賛成していない学校も入れるような規模の学校にしようということですね。しかし、現時点では大き過ぎるから特認校として、通学区域外から募集することができるという形にして、そのキャパを有効に生かそうということだと思いますが、少なくとも4つの学校を統合すべきところを、2校しか統合しないのにもかかわらず、一時的に4つ分の器をつくるということになりますので、それが統合できなかった場合、無駄遣いではないのかという議論も起こると思います。今日は確認だけです。そういう理解で良いですか。

【川阪学事担当部長】 はい。

【森末委員】 そういう問題があるということですね。わかりました。

【巽委員】 1点質問ですが、学校選択制度があると思いますが、生野区は適用されていないのですか。

【山口区担当教育次長】 学校選択制は東側の小学校は次の年度から入れることになっ

ていますが、西側の小学校は、この再編計画がありますので、今やると、すごく少ない人数の学校ができてしまうので、今はまだ予定していません。

【異委員】 先ほどの不安要素があるから、親としては自由に選択できる制度により、選択の余地があるのかなと思ったのですが、1年後、2年後も今のところ実施しないということですね。

【山口区担当教育次長】 再編が全て完了した時点で学校選択制を入れるという予定にはなっています。

【山本教育長】 教育委員会としては、非常に少ない子どもさんの数というのは、教育環境上の問題であると同時に行財政運営の観点でも問題があると思います。それは、やはり公教育である以上は、ある程度均等な教育環境でないといけない。それがまず行政としては1つあります。

ただ、親御さんの立場に立つと、行財政改革という観点だけで進められても、子どもたちの将来はどうなるのかという現実的なことがありますので、我々はそのにご協力いただければ、当然、教育もITや英語を中心に日進月歩の側面があるなかで、今用意できる最善のものを用意したいと思っておりますので、教育委員会会議では、新しく再編した学校で、どのような教育内容を展開しようとしているかという説明をさせていただいたうえで、まだこういう部分もあっても良いのではないかと、或いはこういう対応が要るのではないかとというような議論が必要だと思えます。

そういうところについて、次回には、単なる学校の数合わせの議論ではなく、その中でどのような学習内容が行われ、そこで生まれてきた新しい教育の形をどのように全市的に展開していくのかなど、もう少し突っ込んだ形でご議論いただきたいと思います。

【森末委員】 統合することによって、今までより、より良い学校にするんだというコンセプトなどを議論する必要がありますね。単学級よりは複数学級になると、もちろんクラス分けができるし、それだけの人的支援も投入できるということを出していかなければ議論にならないと思います。ただ、私が気にしたのは、4つの学校を統合するために準備した規模の学校が、結果として2つの学校しか入らなかったということでは問題があるのではないかとということです、それもやはり教育委員会としても気にしなければならぬという気はします。

【山本教育長】 それはおっしゃるとおりですね。一定の財源を投じた以上は、一定の効果を子どもたちに与えるということも行政の1つの使命ですから、うまく話がまとまれ

ば再編対象のエリアで十分充足されると思いますが、小さいクラスのままですとやってしまうという形になれば、本来的にチャンスがあった子どもたちの芽を摘んでしまうということになりますので、地域へは状況の話だけではなく、教育内容を前提にお話をさせていただき、ご理解いただいた上で進めていく必要がありますので、やはりそこでどんな教育内容が展開されようとしているのかということを中心に教育委員の皆さんにはご議論いただくことが必要だと思います。

【森末委員】 そうすると、今回これだけ統合すると、これだけのメリットがありますということや、これだけ内容が変わりますということ、今考えておられる案を出していただいて、その上で議論したほうが良いですね。

【平井委員】 よく現場の状況を確認されることと、もう1つは、他府県の失敗事例もよく検討されたほうが良いと思います。失敗した例というのは表に出てこずに理想の部分だけが掲げられていますので、そこをよく検討して教育課程を組まない。理想的な学校ということ、皆さんは言うけれども、その理想は簡単にできるものではないので、そこをしっかりと検討していただいて原案を出していただく必要がありますね。

【山本教育長】 おっしゃるとおりですね。必ずしもカリキュラムだけの問題ではなく、安全・安心の確保であったり、あるいは生活指導面の改善であったり、体力の部分での改善であったりという、トータルとしてのメニューをお示しして、それをどのように展開していくのかということ、これを議論しなければならないと思います。

【平井委員】 制度設計上の人事的なことも含めて、また議論にできる案にしていただきたいと思います。

【森末委員】 数合わせにすぎないと思われてはいけませんので、その辺を議論しないといけないですね。

【山本教育長】 次の機会には、そういったものまで議論が及ぶようにしたいと思いません。

協議第29号「全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について」を上程

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

学力向上に係る指導などの人事評価への反映の考え方については、まず成果を上げるための組織マネジメントの必要性として、市長の指摘、提案の趣旨は、学校メンバーが緊張感を持って学力向上に取り組み、成果を上げる体制に変わるためのものであると受けと

めている。

学力向上の取り組みは非常に重要であり、教育振興基本計画や各校の運営に関する計画にも組織目標として位置づけられている。それをどう成果に結びつけるかが今回問われているものと考えており、組織の目標と個人の目標を関連づけて学校全体で目標達成に向けた取り組みを進めることにより、成果を上げることを目指す組織に変換する必要があると考えている。そのためには、成果にひもづく客観的数値に基づく評価制度の導入が必要だと考えている。

これらを踏まえた人事評価制度の素案については、総合教育会議において、市長から大森特別顧問案をベースに検討を進めてもらいたいとの意見を踏まえ、大森特別顧問の提案内容をベースに事務局として、より改善を加えたものを素案としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 学校評価で一番ポイントになってくるのは、最初に学校長がつくられる学校が独自に設定するものだと思います。最終的に結果の数字を出しても良いのですが、その前に学校が独自に設定する目標の立て方、これも指標を明確に事務局から提示すべきだと思います。一番気になるのは、学校長も人間ですから温度差もありますので、出してきた数字については事前の指導が必要だと思います。

もう1つは、学校長がいわゆる教頭や副校長以下に指示を出していくと思いますが、学年別の到達目標や、教科別の到達目標なども明記させるべきだと思います。学力の向上や安心・安全というのは、当然教科の指導に直結します。小学校のように全科を教えていれば良いですが、中学校の場合は教科担当制なので、教科の指導にどこまで担任がかかわるのかということもありますので、小学校は担任にウエートが重くなるし、中学校は教科担当のほうのウエートが重くなる。その指標をきっちりをつくって、校長が教頭以下にそれを教えられるような事務局側の研修が必要になると思います。最初の目標の立て方について、独自に定点観測できる指標というのを設けておいて、それを事務局側が提示していくということが大事だと思います。小学校の担任を中心にした指導のあり方と、中学校の教科担当を中心にした指導のあり方では、やはりウエートも変わってきますので、そこを精査して学校独自の目標が立てられるような工夫をされると良いのではないかと思います。

もう1つは、教員個々への指導、これは学校長がすることが基本です。その仕組みをつくらなければ、一人前の校長にならないと思います。大事なことは現場の教育を、チーム学

校という言葉が使われていますが、そのチーム学校をつくれるかどうか。単にチーム学校をつくったときに、定点観測の中で数値目標ばかり言うとやっぱり現場が萎縮してしまうし、特に新任の先生は分かり難いと思いますので、そこは言葉を変えてアプローチする手法も必要だと思います。特に教頭から上がった場合に全然仕事が違うので、その部分は、やはり事務局のほうで十分に指導されたほうが良いと思いますので、ご勘案願いたいと思います。

最終的に学校長が責任をとるわけですから、数字で何%と出すということは、それはよく分かりますが、その過程の中で、校長が教職員に言うときに、目標管理という言葉が学校の文化になじむかということ、やはりこれもちょっと疑問を感じますので、ソフトランディングの形で落とし込まないと、折角制度を作っても形骸化する可能性がある。そこをよく考えられたほうが良いと思います。

正直に言うと現場にとっては数値って嫌なものだと思います。目に見える部分と見えないうちがあるじゃないですか。事務局が中心になって、到達目標はしっかりとその学校に合うようにしなければならないと思いますが、言葉の使い方というのは慎重に慎重にされて、上手く学校長が構成員に落とし込めるようなものにしてほしいと切に願います。

【林委員】 平井先生からもご意見いただいています。目標設定については妥当なものかどうかきちんと委員会のほうでチェックするようにしていただきたいと思います。

さまざまなデータをきちんと学校のほうへ提供し、学校のほうでそのデータを使っていただいて、自校の学力向上に使ってもらうというところも反映されている内容になっていると思いました。

【巽委員】 実際には授業を行うのは担当ですので、校長先生一人が頑張る、緊張感を持ってということではないと思いますが、どのように担当教員にアプローチをかけて、チームとしてやっていくかというところは、結構校長先生の力量にかかってくるのかなとも思っております。

教員については、若手の20代の教員から、例えば40、50代の教員まで全部統一なのですか。

【川本政策推進担当部長】 教員については、教諭・主務教諭・首席・指導教諭までを含めた案を考えております。

【巽委員】 例えば評価の中に、若手の方の育成とか指導とか、そういったところの評価はないのですか。

【川本政策推進担当部長】 現行制度では、指導・育成力であるとか、そういったところ
はありますが、今後は学校運営への貢献などの、着眼点の中に入れていくようなことを考
えております。

【異委員】 そうですね。主務とか首席の方が若手の20代の新卒1年目の方とは変わ
ってくるのかなと思いますので、やっぱり後輩の方に指導・育成するということはすごく
重要な評価になると思います。

【山本教育長】 実際の評価期間の中で実務をどう進めていくかは検証をしておかなけ
ればならないと思います。

あとは、何も未来永劫その考え方があるわけではなく、政策のスタンスとして当面は学
力向上が大きな課題ですから、今後その学力向上を達成した状況によって、そのウエート
もまた違ってくると思います。

議案第109号「職員の人事について」を上程

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は部活動中の暴力行為に関する処分案件である。

被処分者は東住吉区の中学校首席であり、地方公務員法第29条による懲戒処分として減
給6月とする。

校長の管理監督責任については、校長の職責に照らして、職務遂行上、不十分な点があ
ったと言わざるを得ず、当該校長に対する処分量定としては行政措置として口頭注意を行
う。

なお、本件事案に関しては、平成29年3月21日付通知「部活動顧問による部活動指導中
の暴力行為等が発生した場合の対応について」に基づき、当該首席を原則1年以上、部活
動の指導からは外すこととする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
